

佐賀県告示第 429 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 26 年 11 月 14 日

佐賀県知事 古 川 康

1 施行者の名称

唐津市

2 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（唐津処理区）

3 事業施行期間

昭和 53 年 1 月 13 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 53 年佐賀県告示第 39 号、昭和 62 年佐賀県告示第 237 号、平成 2 年佐賀県告示第 586 号、平成 5 年佐賀県告示第 492 号、平成 7 年佐賀県告示第 527 号、平成 10 年佐賀県告示第 560 号、平成 13 年佐賀県告示第 598 号、平成 16 年佐賀県告示第 636 号、平成 18 年佐賀県告示第 102 号、平成 19 年佐賀県告示第 12 号、平成 22 年佐賀県告示第 191 号、平成 24 年佐賀県告示第 19 号及び平成 25 年佐賀県告示第 149 号の事業地に唐津市菜畑字衣千山、見借字若宮崎及び字仁多田、和多田字西谷山並びに浜玉町浜崎字猫石及び字山ノ下を加え、唐津市八幡町字八幡町、二夕子字大平、町田字六土井及び字長谷並びに養母田字萱谷地内において事業地を変更する。